

# 下水道のてびき



鶴岡市上下水道部下水道課

## はじめに

鶴岡市は東北第1位の面積を持ち、豊かな自然を今なお多く残しています。そのような豊かな自然環境の中で、快適で文化的な生活をおくることは市民みんなの願いです。

この願いを実現するため、鶴岡市は下水道整備に全力をあげて取り組んでいます。しかし、下水道はみなさんに利用していただければじめてその効果を発揮します。

このてびきでは、下水道のしくみと、これを利用していただくためのいろいろな制度を紹介したものです。



## も く じ

下水道ってなんだろう？ .....	1
下水道ができるまで .....	2
工事を進めるにあたって .....	3
公共汚水マスを設置します .....	4
公共汚水マス設置確認書 .....	5
私道にも市で下水管(補助管)を布設します .....	6
受益者負担金が下水道の建設を支えます .....	7
排水設備を設置しましょう .....	9
補助金・融資あっせん制度があります .....	11
下水道使用料がかかります .....	13
下水道を正しく使いましょう .....	15
BISTRO下水道と循環型社会への取り組み .....	16
お問い合わせ先 .....	裏表紙

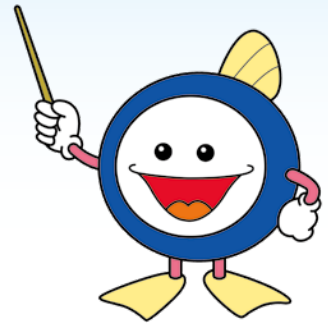
# 下水道ってなんだろう？

わたしたちが使って汚した水はどこへ行くのでしょうか？

汚水(生活もしくは事業に起因する排水)が適切に処理されないまま川や海に流れ込むと、自然環境を汚す原因になってしまいます。

下水道は、汚水を地中に埋設された管で処理場を集め、微生物の力を借りてきれいにしてから川や海にかえしています。

下水道は、わたしたちが安全で快適な暮らしをおくるための施設です。



## 下水道のやくわり

### 衛生的で快適な くらしを支えます

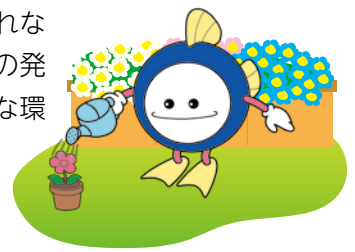
トイレを水洗化できるため、衛生的で快適なくらしができます。

いやな臭いがなくなり、高齢者や子供たちも安心して使えます。



### 清潔で住みよい環境の まちにします

汚水が道路側溝に流れなくなるため、ハエや蚊の発生や悪臭を防ぎ、清潔な環境のまちになります。



### 川や海をきれいにします

家庭からの汚水や工場排水を浄化センターできれいにして放流するため、川や海がきれいになり、自然を守ります。

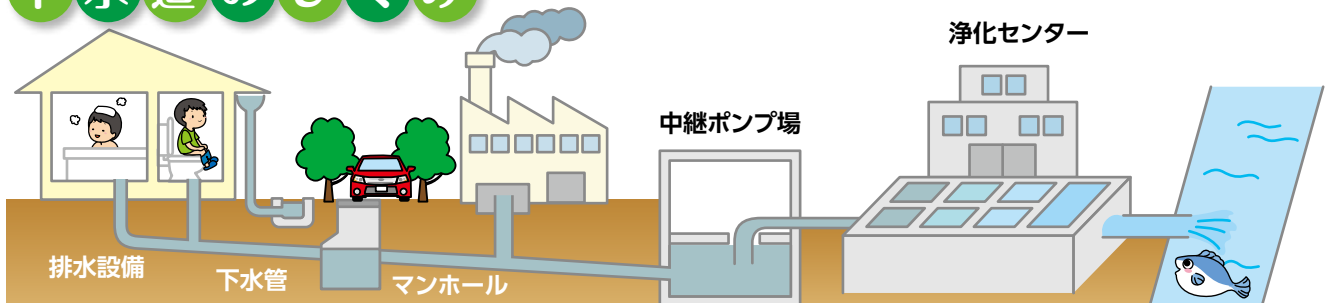


### 資源をリサイクル (再利用)します

浄化センターで汚水をきれいにするときに発生した汚泥の一部はコンポスト(堆肥)に、消化ガスは発電燃料として再利用されます。



## 下水道のしくみ



#### ●排水設備

台所、風呂、水洗トイレなどから出た汚水を下水管に流す施設で、市民のみなさんから設置していただくものです。

#### ●下水管

汚水が、ポンプ場や浄化センターまで自然に流れるよう、傾斜をつけて地中に埋設します。

#### ●マンホール

下水管の点検、清掃など維持管理を行うための出入口です。

#### ●中継ポンプ場

傾斜をつけて下水管を埋設してあるため、一定の深さになったところで汚水をポンプでくみ上げて送水します。

#### ●浄化センター

集まった下水を微生物の働きなどによりきれいな水にし、川や海に流します。

# 下水道ができるまで

市民のみなさんが安全で快適な暮らしをするための下水道が使えるようになるまでの流れを、順を追って説明します。



1

## 下水道の計画と設計 (市のしごと)



浄化センターや中継ポンプ場、下水管などの下水道施設の整備計画をたてます。

2

## 下水道工事説明会と 工事の施工 (市のしごと)



下水道の工事を始める前に住民のみなさんに工事内容の説明をします。下水道についてご不明な点等がある場合は、何でもご質問ください。

3

## 公共汚水マスの 設置 (みなさんと市のしごと)



下水道工事の中で、みなさんの土地に公共汚水マスを設置していきます。マスの位置はみなさんに決めていただきます。

4

## 供用開始の お知らせ (市のしごと)



下水道が完成し、使えるようになりますと市が供用開始の告示をします。みなさんには、チラシを配り、お知らせします。

5

## 受益者負担金の 納付 (みなさんのしごと)



下水道整備費の一部を負担金として納めていただきます(7ページ参照)。

6

## 排水設備の 設置 (みなさんのしごと)



供用開始のお知らせがありましたら、一日も早く排水設備工事をお願いします(9ページ参照)。補助金・融資あっせん制度をご利用ください(11ページ参照)。

## 工事を進めるにあたって

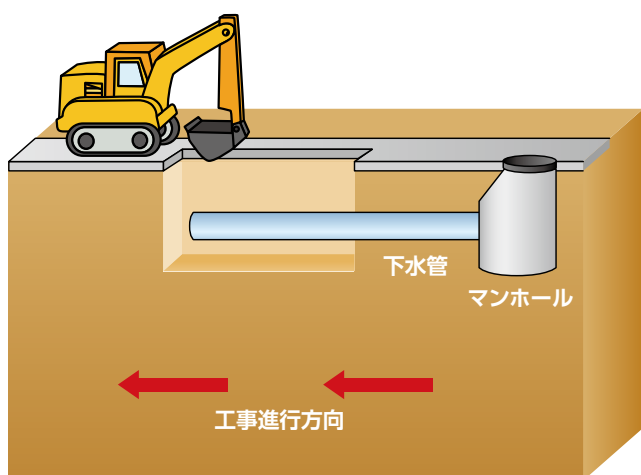
下水道工事では道路の下に下水管を埋め、家庭からの汚水を流すための取付管や公共汚水マスを設置していきます。

道路には、すでに水道管やガス管等が埋設してあるため、工事とともない水道やガスが止まる場合があります。また、工事期間中の通行規制や騒音などでご迷惑をおかけします。道路の舗装は埋め戻した土が安定してから行うため、仮舗装後しばらくしてから本舗装工事を行います。

下水道工事は皆さまの身近なところで行い、また期間も長くかかるため、大変ご不便をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

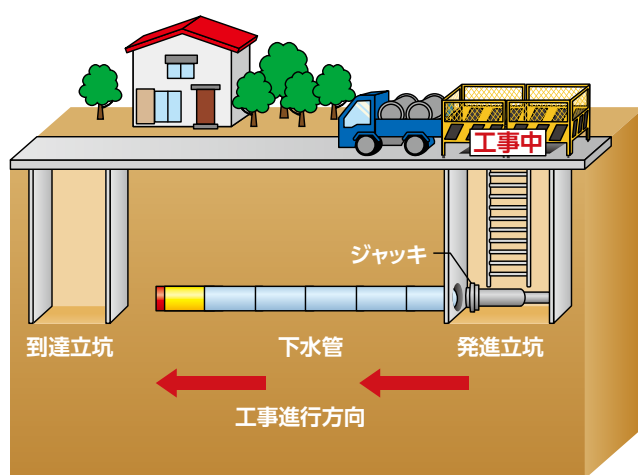
## 工法の紹介

下水道工事は経済性、周辺環境などを考えて、その場所にもっとも適した工法を採用し、細心の注意を払いながら進めていきます。



### 開削工法

道路を掘って下水管を埋めていく工法で最もよく用いられています。



### 推進工法

下水管を機械で押し込んでいく工法です。道路を掘るのは、マンホールができる部分だけです。

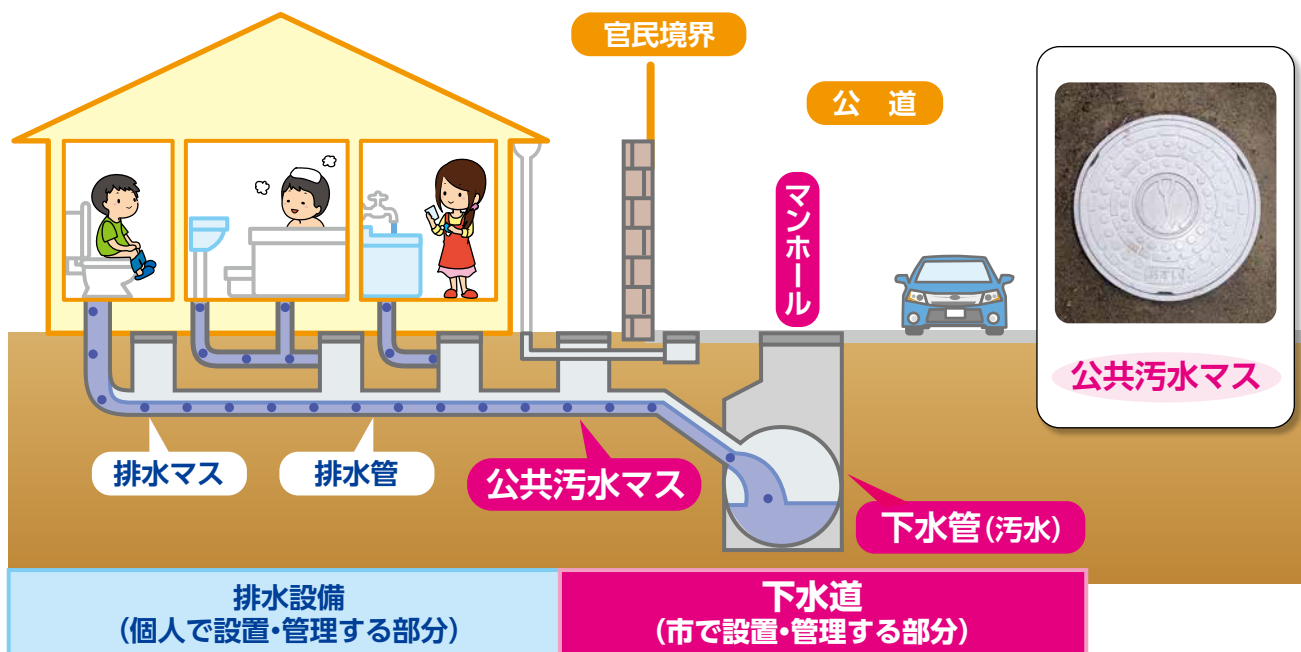
## 家屋調査にご協力ください

下水道工事を行う前と工事終了後に、みなさまの家屋を調査させていただきます。この調査は万が一、下水道工事の影響により家屋等に損害が発生した場合に、適正な補償を行うための基礎資料とするためのものです。



## 公共汚水マスを設置します

公共汚水マスとは家庭からの汚水を下水道の本管に流すために、みなさんの宅地内に設置させていただくマスのことです。原則として1宅地に1個を市が設置し、維持管理をします。



### 原則として1宅地に1個設置します

※受益者負担金を面積に応じて賦課している地区では、土地の面積が500㎡以上かつ、間口が18m以上ある場合は2個設置することも可能です。

### 公共汚水マスの設置場所を決めましょう

公共汚水マスを設置する場所は、官民境界から民地内に1m以内のところです。トイレや台所等の位置を十分考慮のうえ、設置場所を決めてください。

公共汚水マスを設置しようとした場所に、すでに水道管やガス管等が埋設してあることがあります。その場合は、自己負担で水道管等の切り回し工事をしていただくか、設置場所を変更してください。

### 公共汚水マス設置確認書を提出していただきます

公共汚水マスの位置が決まったら5ページの「公共汚水マス設置確認書」に記入していただき、下水道工事の受注業者にお渡しください。

駐車場や農地など、今後も下水道を利用せず公共汚水マスが不要な土地がある場合は、別紙「公共汚水マス不要に係る確認事項」に記入し、お渡しください。ただし、将来的に公共汚水マスが必要となった場合には、自己負担で設置いただくこととなりますので十分検討してください。

### 公共汚水マスの設置位置にご注意を

設置位置は皆さまから提出していただく「公共汚水マス設置確認書」に基づいて決定します。一度設置した公共汚水マスの移設や撤去は自己負担となりますので、設置位置を決める時は、十分検討してください。

# 公共汚水マス設置確認書

年 月 日

鶴岡市上下水道部下水道課長 様

このたびの下水道工事にあたり、下記の場所に市が公共汚水マスを設置することに同意します。

公共汚水マス 設置場所（地番）	鶴岡市	番地
--------------------	-----	----

公共汚水マス設置位置見取り図

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン

上記の確認事項に関して、相違ありません。

住所  
土地所有者 氏名 印  
電話番号

※賃貸借契約や地上権の設定契約等により、所有者と土地利用者が異なる場合は下記をご記入ください。

住所  
土地利用者 氏名 印  
電話番号





# 私道にも市で下水管(補助管)を布設します

私道にしか住居が面していないお宅は、原則として皆さまの費用で下水管を設置し、その維持管理もお願いしています。しかし、下水道の利用促進を図るため、市では一定の条件を満たしている私道について、市で補助管を布設しています。

## 私道とは…

私道とは、個人の所有になっている道路のことをいいます。

## 補助管とは…

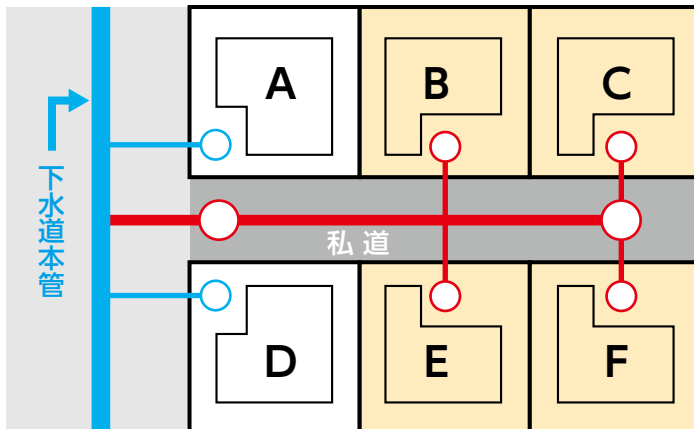
補助管とは私道に市が布設し、限られた方が利用する下水管のことをいいます。

## 布設の条件

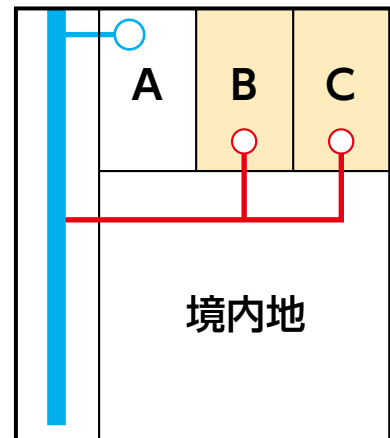
次の条件を満たす私道が布設対象となります。(下図ではB・C・E・Fが対象です。)

- ① 下水管布設済(道路沿い)の1宅地を除き2宅地目より奥で2軒以上かつ家屋所有者2名以上の利用戸数があり、私道所有者が別の者である場合。
- ② 私道の土地所有者及び権利者より、補助管の埋設承諾をいただいた場合。
- ③ 補助管布設後は、おおむねの方が遅延なく排水設備工事を行う場合。

例1



例2



※市では予算の範囲内で、できるだけ早く補助管を布設します。  
また、完成後の補助管の維持管理も市で行います。

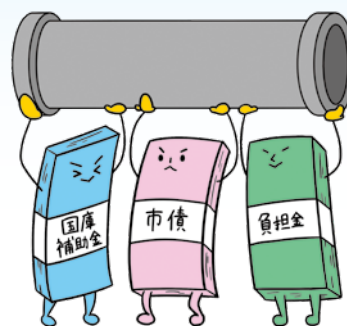
## 下水道工事シンボルマーク

下水道工事を行う際には、住民のみなさまに安全・安心・親しみやすい工事としてご理解、ご協力いただけるよう、鶴岡市下水道工事シンボルマークを各工事現場に掲示しています。



## 受益者負担金が下水道の建設を支えます

下水道は、道路や公園など誰もが自由に利用できる施設とは異なり、下水道が整備された限られた地域の方がその恩恵を受けることとなります。下水道整備費をすべて税金でまかなうとすると、下水道を「利用できる地域」と「利用できない地域」との間に不公平が生じることとなります。そのため、下水道が整備された地域の土地所有者等の皆さまから、下水道整備費の一部をご負担いただくのが「受益者負担金制度」です。



### 賦課対象地と受益者(負担金を納めていただく方)

市は毎年4月に賦課対象区域の告示を行います。その区域内にある土地が賦課対象となり、土地所有者または土地に権利(地上権、質権、使用貸借、賃貸借など)が設定されている場合はその権利者が受益者となります。

負担金を賦課する土地の所有者に「鶴岡市公共下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、受益者になる方が申告してください。指定期限までに申告がない場合、申告書を送付した土地所有者が受益者とみなされます。

### 負担金を納めていただくまでの流れ



### 納付方法は…

負担金の総額を5年に分割し、さらに1年を4期(6月・8月・10月・翌年1月)に分けた合計20回で分割納付していただきます。

1年分の納付通知書を毎年6月にお送りしますので、指定金融機関で納期限内に納めてください。また、ご希望により口座振替でもお納めいただけますので「口座振替申込書」に必要事項を記入し、通帳印押印のうえ、金融機関窓口にご提出ください。また、一括での納付もできますので、ご希望の方は下水道係までご連絡ください。

### 受益者に変更があったとき

受益者の決定後、土地の売買、相続、賃借などで受益者を変更したい場合は「鶴岡市公共下水道事業受益者変更申告書」を提出してください。**申告がない場合、従来の受益者が引き続き納付の義務を負うこととなりますのでご注意ください。**

※申告書様式をご希望の方は下水道課までご連絡ください。また、鶴岡市下水道課WEBサイトからダウンロードもできます。

# 負担金の徴収猶予と減免

負担金は、対象となる区域に一律に賦課されますが、土地の使用状況や受益者の実情等により徴収猶予または減免を受けることができますので下水道係へご相談ください。

■徴収猶予：徴収猶予基準に該当する場合、負担金の納付を先送りにできる。

■減 免：減免基準に該当する場合、負担金の全額又は一部を免除できる。

※申請書様式をご希望の方は下水道課までご連絡ください。また、鶴岡市下水道課WEBサイトからダウンロードもできます。

## 負担金徴収猶予基準(抜粋)

猶予該当事項	要件	猶予期間
受益土地が農地の場合	介在農地	3年以内
	介在農地以外の農地	宅地化するまで
市街化区域外に存する個人が所有する居住用以外の土地	排水設備の設置を要しない土地	公共マスを設置するまで
災害や火災により被害を受けた場合	公のり災証明を得られるもの	3年
盗難により被害を受けた場合	警察署で盗難証明書を得られるもの	2年
受益者又は受益者と生計を一にする親族の病気又は負傷	療養期間が1年以上で医師の診断書を得られる場合	1～2年
所有権を争っている係争地		係争事由解決まで

※注 市本管工事の際に公共汚水マスを設置せず、将来的に公共汚水マスが必要となった場合は、自己負担で設置いただくこととなります。

## 負担金減免基準(抜粋)

減免該当事項	要件	減免率
私有道路及び水路	固定資産税の現況地目が、公衆用道路、私道または水路となっている土地	100%
公共の用に供する設定契約がなされている土地	公衆用道路、公園、水路、遊園地等の目的となっている土地	100%
町内会所有の施設	消防関係	100%
	公民館、集会所、公園	75%
宗教法人の所有する土地	境内地	50%
	墓地	100%
社会福祉施設	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地	75%
学校用地	小学校、中学校、高校、高専、大学、特別支援学校、幼稚園	75%
生活保護法による生活扶助を受けているもの		100%

## 排水設備を設置しましょう

下水道工事が完了したら、市では供用開始のお知らせをします。その後みなさんから排水設備の工事をしていただくことで下水道をお使いいただけるようになります。

みなさんから下水道をお使いいただくことで、お住まいの地域環境をよりきれいな状態にすることができます。供用開始区域に建物をお持ちの方は、一日も早く排水設備を設置し、下水道に接続してくださるようお願いいたします。



## くみ取り便所は、3年以内に下水道に接続しましょう

くみ取り便所が設けられている建築物を所有している方は、供用開始から3年以内に公共下水道に接続された水洗便所に改造する義務があります。(下水道法第11条の3)

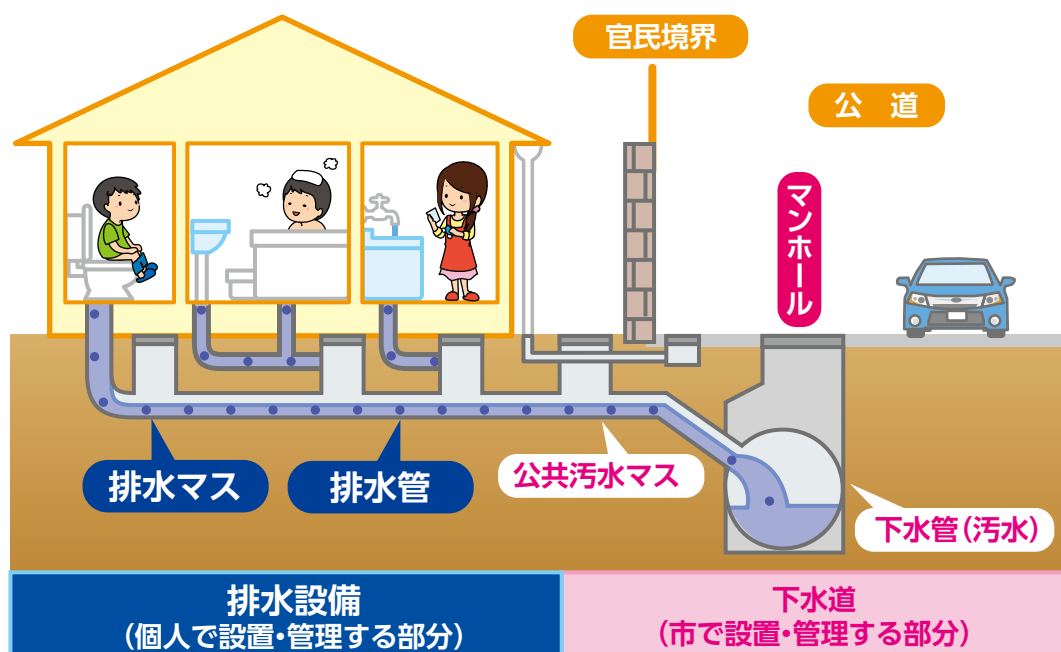
また、公共下水道が使用できる区域では、公共下水道に連結された水洗便所でなければ家屋の新築等できません。(建築基準法第31条)

## 浄化槽も下水道に接続しましょう

公共下水道の供用が開始された場合、その土地の所有者、使用者等は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置する義務があります。(下水道法第10条)

## 雨水は接続できません

鶴岡市の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式」の方式を取っています。雨どいの排水や屋外にある池、外流し等の排水は、道路側溝へ流すか地下浸透させるようお願いします。



## 申込みから完了まで



### 工事は指定工事店で!

排水設備工事が不完全だと、汚水が詰ったり悪臭が家の中に入り込むといったことが起こります。

このため、市では工事が正しく行われるように、「鶴岡市指定下水道工事店」の制度を設けています。指定工事店でないと排水設備工事はできません。

「鶴岡市指定下水道工事店」は下水道課WEBサイトでもご確認いただけます。

### 工事の費用は

一般家庭の排水設備工事費用は、くみ取り便所・単独浄化槽から水洗化する場合が平均で120万円くらい(大工工事費等も含む)、また、合併浄化槽を廃止して下水道に切り替える場合が平均で50万円くらいとなっています。

ただし、工事費は、埋設する排水管の長さや埋設場所の状況、便器の種類や数などいろいろな条件で違ってきますので、まず、指定工事店へ見積りを依頼してみてください。

### 工事の日数は

排水設備工事には7~10日くらいかかります。手順としては、屋外の排水管や給水管の布設工事を行い、その後、屋内の給水装置、排水設備工事等を行います。便槽を撤去して便器を取り替えるのは朝から夕方までの一日とお考えいただければ結構です。

しかし、トイレの改造等で大工さんの手が入る場合は、さらに日数がかかるようになりますので、施工業者さんにご確認ください。

### 浄化槽は廃止しましょう

し尿浄化槽の場合、トイレ以外(台所・浴室等)の生活排水は未処理のまま道路側溝等に流れてしまい、悪臭や害虫発生の原因となっています。生活環境改善のためには、浄化槽を廃止し下水道へ接続する必要があります。

浄化槽から下水道へ切替えた場合、今まで支払っていた維持管理費(浄化槽に溜まった汚泥の抜取り処分費・ブローの電気代・法定検査など)が不要となります。

### お気軽にご相談ください

排水設備工事に関してご不明な点等がありましたら、お気軽に下水道課までご質問・ご相談ください。



# 補助金・融資あっせん制度があります

「下水道は利用したいけど、工事費が…」とためらっている方もいらっしゃるでしょう。市では排水設備工事を行う市民のみなさんの負担を少しでも軽くできればと「補助金制度」と「融資あっせん制度」を設けています。ぜひ、ご利用ください。



## ご利用できる方は

次の①～③のすべてに該当する方は、「補助金制度」または「融資あっせん制度」のどちらか一方をご利用いただくことができます。

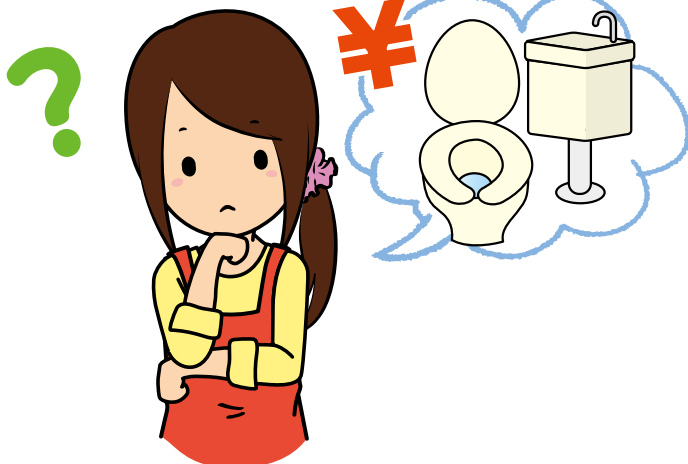
- ① 下水道が使える区域の建物所有者または所有者の同意を得た方。
- ② 下水道が使えるようになった日(供用開始の日)から3年以内に、既設のくみ取り便所を水洗便所にされる方、または既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する方。(ただし、官公署及び家屋を新築される方を除きます。)
- ③ 市税及び受益者負担金を滞納されていない方。

### 補助金制度

排水設備工事を自己資金で(市の融資あっせん制度を利用しないで)行う方には補助金を交付します。

#### 補助金の額

- ① 供用開始の日から1年以内に下水道の使用を開始した場合  
**30,000円**
- ② 供用開始の日から1年を超え、3年以内に下水道の使用を開始した場合  
**15,000円**



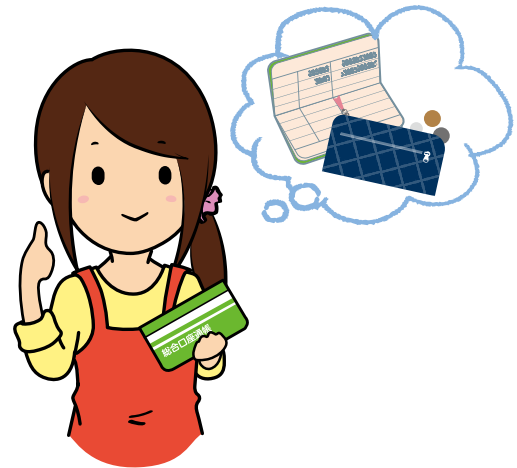
### 融資あっせん制度

工事費の借入を希望される方には、金融機関への融資あっせん書を発行します。また、みなさんに代わって市が利子を負担します。

融資工事対象	水洗化工事及び付帯工事 (給水工事・大工工事など)
融資限度額	工事費の範囲内で 最高限度額120万円
返済方法	5年(60回)以内の 毎月元金均等償還
利子補給	① 供用開始の日から1年以内に下水道の使用を開始した場合は、利子の全額を補給します。(120万円まで無利子融資) ② 供用開始の日から1年を超え、3年以内に下水道の使用を開始した場合は、利子の半額を補給します。
取扱金融機関	荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、東北労働金庫の市内にある本・支店及びJA鶴岡本・支所、山形県漁協、JA庄内たがわ本・支所

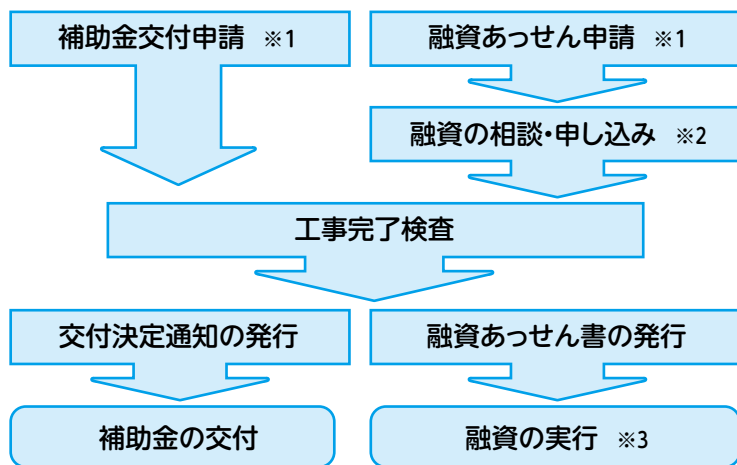
## 融資金の返済例

融 資 額	元金返済額	
	初 回	2～60回
50万円	10,300円	8,300円
60万円	10,000円	10,000円
70万円	15,600円	11,600円
80万円	15,300円	13,300円
90万円	15,000円	15,000円
100万円	20,600円	16,600円
110万円	20,300円	18,300円
120万円	20,000円	20,000円



## ご利用の手続きは

工事を施工する指定工事店に「補助金制度」と「融資あっせん制度」のどちらを利用するかを申し出てください。指定工事店が相談に応じ、必要な申請手続きを行います。



※1 申請書と市税納付状況に係る届出もしくは、納税証明書を提出してください。

※2 金融機関で融資の相談をしてください。提出書類については金融機関に確認してください。

※3 融資を受けたお金は、指定の口座に振り込まれます。

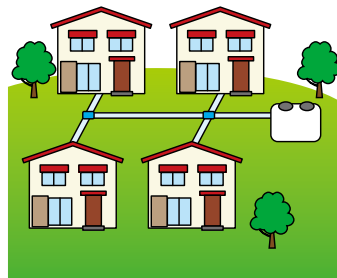
## アパートや賃貸のあつかいは

排水設備工事は、工事を行う家屋の水道メーターごとに1件として申請されます。アパートや貸家等で水道メーターが複数ある場合、その数だけの工事件数が申請されることとなりますが、「補助金制度」及び「融資あっせん制度」は処理をする便槽(浄化槽)の数だけしか利用できませんのでご注意ください。



4戸それぞれにメーターがあり、それぞれに便槽(浄化槽)がある場合

**補助金または融資を4戸分利用できます。**



4戸それぞれに水道メーターはあるが、1つの便槽(浄化槽)を共同利用している場合

**補助金または融資は1戸分しか利用できません。**

## 下水道使用料がかかります

排水設備工事が完成し、下水道を使い始めると「下水道使用料」がかかります。みなさんからいただいた使用料は、浄化センターの維持管理費や下水管の清掃、施設の修理費などとして使われています。



### 使用料はいつから？

排水設備工事を行い、みなさんの家の汚水を下水管に流し始めた日から、下水道使用料がかかります。

工事が完成していない場合でも、部分的に汚水を流していれば使用料をいただきます。



### 汚水の量はどう計るの？

下水道使用料は下水管に流した汚水の量に応じて納めていただきます。そのため、井戸水や湧水をお使いの場合は原則としてメーターを設置していただきます。メーターの設置が難しい場合は、次のように認定しています。

- **上水道のみをお使いの場合**  
上水道の使用水量をそのまま下水道の使用水量とみなします。
- **井戸水や湧水のみをお使いの一般家庭の場合**  
1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定します。
- **上水道と井戸水等を併用している一般家庭の場合**  
上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定します。

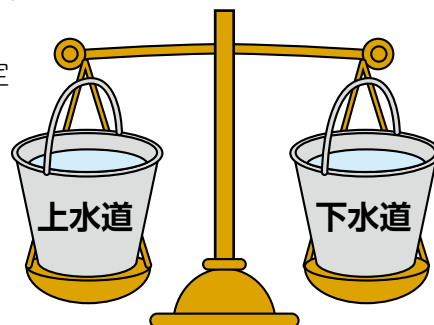
また、下水管に流さない水道水を多量にお使いの場合は、メーターを別に設置することで下水道使用料が免除される場合もありますので下水道係までご相談ください。

### 使用料の支払い方法は？

下水道使用料は、毎月水道料金とっしょに納めていただきます。

- **お支払いは便利な口座振替で**

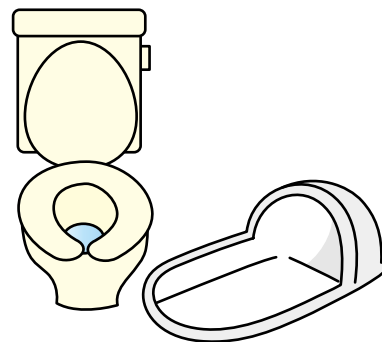
すでに水道料金を口座振替でお支払いいただいている方は、下水道使用料も同じ口座からお支払いいただくことになります。





くみ取り便所から水洗便所になると、水の使用量が増えます。1人当たり1か月に約1㎡の水をトイレで使うといわれています。貴重な水資源を節約するために節水型の便器をご利用ください。従来の便器に比べて2～3割の節水効果があります。

ただし、トイレから下水道までの排水管延長の長いお宅ではつまりの原因となり得るため、おすすめできません。節水型便器を設置するときは、指定工事店とよく相談してください。



## 使用料を計算してみましょう

### 使用水量25㎡の場合

下水道使用料は次のように計算します。

<b>基本料金</b>		800円
1～10㎡まで	85円×10㎡	= 850円
11～20㎡まで	188円×10㎡	= 1,880円
21～25㎡まで	210円×5㎡	= 1,050円
計		4,580円

消費税10%の場合

$$4,580円 \times 1.1 = 5,038円 (\text{内消費税} 458円)$$

区分	使用水量	料金	
一般用	基本料金	0㎡ 800円	
	使用水量 1㎡につき	～10	85円
		11～20	188円
		21～30	210円
		31～50	228円
		51～100	251円
		101～500	280円
		501～	292円
湯屋用	基本料金	0～200 7,600円	
	超過水量 1㎡につき	201～ 40円	

(消費税別)

### 下水道使用料金早見表

(消費税込み、10%)

水量(㎡)	料金(円)
0	880
1	973
2	1,067
3	1,160
4	1,254
5	1,347
6	1,441
7	1,534
8	1,628
9	1,721
10	1,815
11	2,021
12	2,228
13	2,435
14	2,642
15	2,849
16	3,055
17	3,262
18	3,469
19	3,676
20	3,883
21	4,114
22	4,345

水量(㎡)	料金(円)
23	4,576
24	4,807
25	5,038
26	5,269
27	5,500
28	5,731
29	5,962
30	6,193
31	6,443
32	6,694
33	6,945
34	7,196
35	7,447
36	7,697
37	7,948
38	8,199
39	8,450
40	8,701
41	8,951
42	9,202
43	9,453
44	9,704
45	9,955

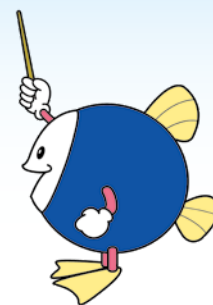
水量(㎡)	料金(円)
46	10,205
47	10,456
48	10,707
49	10,958
50	11,209
60	13,970
70	16,731
80	19,492
90	22,253
100	25,014
150	40,414
200	55,814
250	71,214
300	86,614
350	102,014
400	117,414
450	132,814
500	148,214
600	180,334
700	212,454
800	244,574
900	276,694
1,000	308,814

水は大切な資源です。  
じょうずに  
使いましょう。



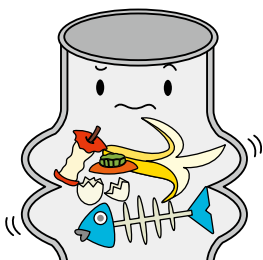
## 下水道を正しく使いましょう

みなさんの安全で快適な生活環境をつくるうえで欠かすことのできない下水道。しかし、下水道ができたからといって何でも流していいということではありません。下水道はみんなで使う公共の財産です。下水道を使う1人1人がルールを守って正しく使うことを心がけましょう。



### 生ごみや油は流さないで

油を流すと、管の内側に付着して管がつまりやすくなります。また、野菜くずなども管がつまったり、悪臭が発生する原因となります。



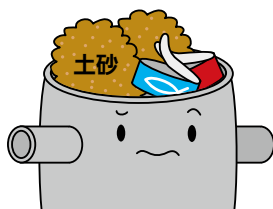
### トイレには水に溶ける紙を

トイレットペーパーは水の中で自然に溶けるように作られています。ティッシュペーパーなどは水に溶けにくく、管がつまる原因になります。また、紙おむつや新聞紙、ビニールなども管をつまらせる原因です。



### マスにごみや土砂を捨てないで

マスやマンホールは下水管の点検や修理をするためのものです。ごみや土砂を捨てると流れが悪くなったり、つまったりします。

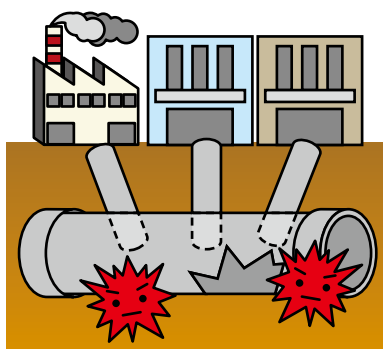


### ガソリンや水銀を流さないで

揮発性の高いガソリンやアルコール等の危険物を流すと、管の中で爆発したり、管を損傷させることがあります。また、壊れた体温計などの水銀は**ぜったいに**下水道に流さないでください。



## 流してはいけない下水もあります



悪質な下水が排出されると、下水管を損傷させたり、浄化センターの機能を低下させたり、場合によっては下水管にガスが発生し爆発する恐れがあります。さらに、クロム・カドミウム・鉛等の重金属を含む工場排水は浄化センターで処理することが困難です。

このような弊害を防止し、下水道施設の働きを正常に保持するため、これらの物質は下水道に流す前に「除害施設」をつくって取り除かなければならないことが下水道法及び鶴岡市公共下水道条例で定められています。

詳しいことは、鶴岡浄化センター(24-7033)へお問合わせください。

## BISTRO 下水道と循環型社会への取り組み

浄化センターでは、家庭などから排出された下水処理の過程で発生する消化ガスを有効活用し、平成27年より消化ガス発電事業を行っております。民設民営方式により、市から購入した消化ガスを燃料に発電し「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」を用いて電気事業者に売電することで20年間の事業運営を行います。



### 【BISTRO 下水道による下水道資源循環イメージ】

下水処理の過程で発生する資源やエネルギーを食文化の発展につなげる試みをBISTRO下水道と呼び、浄化センターではJA鶴岡、山形大学、民間事業者からなる産官学の連携により推進しています。消化ガス発電で発生する余剰熱は、センター敷地内のハウス2棟での冬季暖房に活用しています。他にも、栄養塩が豊富に含まれる下水処理水を活用し、飼料用米の栽培実験、また地元漁協と協力しあゆの養殖実験に取り組んでおります。本市では今後も下水道資源の活用を通じた循環型社会の推進へ取り組んでまいります。



## 鶴岡コンポストをご利用ください

皆さんの家庭などから排出された汚水は、浄化センターできれいな水と汚泥とに分けられ、この汚泥を原料に、「鶴岡コンポスト」の生産を行い、大地に還元しています。

「鶴岡コンポスト」は、有機物を大量に含む汚泥にモミガラを添加し、発酵させて作るもので、地力の低下した土壌の改良材や肥料として大変好評をいただいております。

JA鶴岡および登録店(45店)より是非お求め下さい。

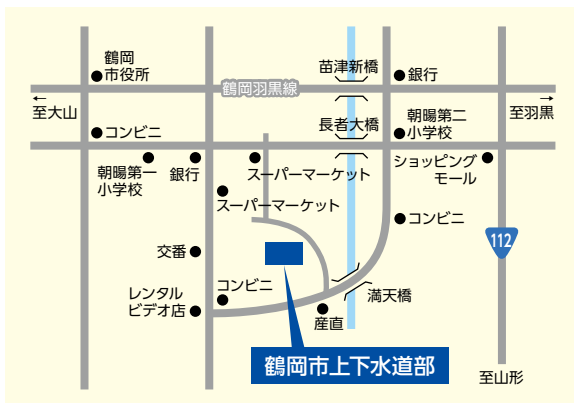


## お問い合わせ先

- 下水道整備計画・工事、排水設備のつまりについて … 下水道課工務係へ
- 供用開始、負担金、補助金・融資あっせん制度について … 下水道課下水道係へ
- 事業場排水、水質基準、コンポストについて …………… 鶴岡浄化センターへ
- 排水設備工事について …………… 水道課給排水係へ
- 下水道使用料について …………… お客さまセンターへ



その他ご不明な点があれば、  
お気軽にお問い合わせください。



### 鶴岡市上下水道部

〒997-0819 鶴岡市のぞみ町2番10号

下水道課 TEL 0235 (25) 5860

工務係 内線 469・471・489  
下水道係 内線 452・453

水道課 TEL 0235 (23) 7732

給排水係 内線 747・748・749

お客さまセンター TEL 0235 (23) 7610



### 鶴岡浄化センター

〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目21番1号

TEL 0235 (24) 7033

発行：鶴岡市上下水道部下水道課



環境に配慮し古紙再生紙と植物油インキを使用しています